



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは国民向けホームページをご覧ください。

電子処方せん



# 使ってみよう 電子処方せん

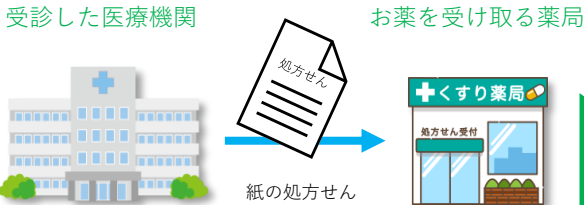


## そもそも「電子処方せん」って何？



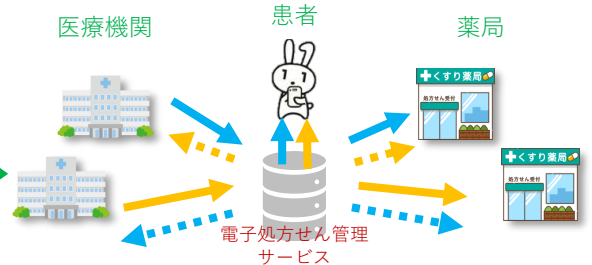
処方せんの情報電子化することで、医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を、電子データでやり取りできるようにする仕組みです。

### これまでは紙だけでやり取り



受診した医療機関・薬局のみ、お薬の情報を把握していました。

### これからは電子で登録



お薬の情報を電子データで登録し蓄積します。次回受診時に電子処方せん対応施設はお薬情報の確認ができます。



## 「電子」になると良いことがあるの？



下記のようなたくさんのメリットがあります！

電子だから

### 他の医療機関・薬局にもお薬の情報を共有できる！

直近のお薬情報に基づいた医療を受けられるので…

- 1 他で処方されたお薬と飲み合わせの悪い処方を防ぐので安心！
- 2 効能が同じお薬のもらいすぎを防ぎ、お薬の費用も抑えられる！

※お薬の情報は、患者が医師・歯科医師・薬剤師への提供に同意した場合のみ共有されます。

お薬手帳と一緒に確認してもらえて安心ね♪



電子だから

### お薬の情報をリアルタイムに自分で確認できる！

スマートフォンやPCで、マイナポータル等からいつでもお薬情報を確認できるので…

- 3 お薬情報を見て自身の健康管理ができる！
- 4 処方されたお薬が分かるので、市販薬を買う際に飲み合わせの確認に活用できる！

薬局やドラッグストアでお薬の相談をする時も使えそう！



電子だから

### オンライン診療・服薬指導もさらに便利に！

処方情報を電子データでやり取りできるので…

- 5 処方せんの紙を薬局に提出する必要がなくなる！  
処方せんを紛失したり、調剤時に忘れる心配がなくなる！
- 6 今よりもっと便利に自宅で医療を受けられるように！

自宅で医療が受けやすくなるね！





# 電子処方せんの利用ステップ

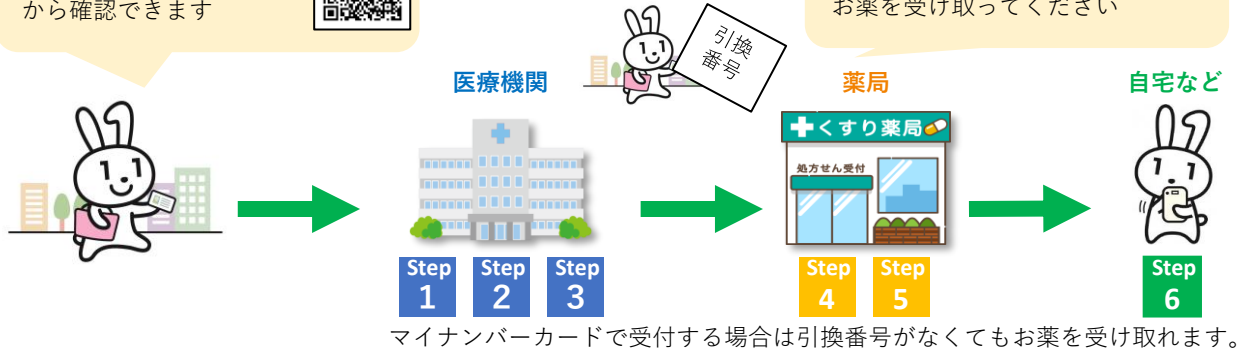


以下の手順を押さえて、電子処方せんを利用してみましょう。

電子処方せん対応施設は厚生労働省のホームページから確認できます



医療機関で処方せんを電子にした場合、電子処方せん対応の薬局でお薬を受け取ってください



Step 1

電子処方せん対応の医療機関・薬局でマイナンバーカード受付

Step 4



顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いて受付を開始します。

健康保険証で受付する場合は、医療機関の受付窓口などに電子処方せんを希望する旨を伝えてください。薬局では電子処方せんの引換番号を伝えてください。

Step 2

受付画面で「過去のお薬情報の提供」の同意／不同意を選択

Step 5



「過去のお薬情報の提供」に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師にお薬情報をデータで共有できます。

注意

健康保険証で受付する場合は、お薬情報をデータで共有できません。

Step 3

処方せんの発行形態を選択



「電子処方せん」を選択してください。

電子処方せん対応の医療機関で紙の処方せんを選択することもできます。その場合は、紙の処方せんを薬局に提出してください。

Step 6

いつでも好きな時にマイナポータル等で情報確認



お使いのスマートフォンやパソコンからマイナポータルやお薬手帳のアプリにアクセスし、登録された自身のお薬情報をいつでも確認できます。

マイナポータルから、お薬を受け取るための引換番号も確認できます。



# よくあるご質問



Q.電子処方せんのデータは薬局に自動で送られるの？

A. いいえ。皆さまがどの薬局で調剤を受けたいかわからないため、自動的には送られません。お薬を受け取るためには、薬局にマイナンバーカード又は健康保険証（引換番号が必要です）を持参し受付をする必要があります。

ただし、引換番号などの情報を、電話やFAX、アプリ等で事前に伝えれば、先に調剤が行われ、待ち時間が短くなる薬局もあります。



Q.引換番号って何？

A. 処方せん毎に発行される6桁の番号です。薬局で健康保険証を使って受付をする場合や、FAXやアプリで事前に処方内容を薬局に送る場合に必要になります。引換番号は、電子処方せんの処方内容（控え）やマイナポータルから確認できます。



Q.引換番号が発行されるようになるメリットはあるの？

A. 電子処方せんでは、薬局は引換番号を使って処方内容を参照できるようになります。

そのため、患者さんは、電話やアプリ、FAXなどで引換番号を伝えるだけで、今までよりも手間が少なく便利にオンライン服薬指導を受けたり、事前受付を行うことが可能です。



Q.紙の処方せんを利用した場合、お薬情報は蓄積されないの？

A. いいえ。電子処方せん対応の医療機関・薬局で、紙の処方せんを選択した場合でも、お薬情報は電子データで登録されて蓄積します。

自身のデータが蓄積されるほど、医師・歯科医師・薬剤師は多くのデータを確認できるため、よりよい医療やお薬のアドバイスを受けることが出来ます。蓄積した情報は、マイナポータルやお薬手帳アプリから患者さん自身も確認でき、健康管理に活用することができます。

